

○長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

(1) 法第6条第1項第1号(長期使用構造)に係る変更がある場合

(単位:円)

区分	事前に登録住宅性能評価機関の 技術的審査を受け 適合証を添付する場合		その他の場合 (事前に登録住宅性能評価機関 の技術的審査を受けない場合)	
	1棟当たりの 金額	1戸当たりの 申請手数料	1棟当たりの 金額	1戸当たりの 申請手数料
変更に係る部分の床面積の1/2 (増加する部分がある場合は、当該増 加する部分の床面積を加えた面積) B (㎡)				
B ≤ 100	8,000	左 欄 の 金 額 を 申 請 戸 数 で 割 っ た 金 額	47,000	左 欄 の 金 額 を 申 請 戸 数 で 割 っ た 金 額
100 < B ≤ 200	10,000		62,000	
200 < B ≤ 500	14,000		106,000	
500 < B ≤ 1,000	24,000		167,000	
1,000 < B ≤ 3,000	34,000		325,000	
3,000 < B ≤ 5,000	62,000		592,000	
5,000 < B ≤ 10,000	105,000		1,033,000	
10,000 < B ≤ 20,000	172,000		1,909,000	
20,000 < B ≤ 30,000	211,000		2,735,000	
30,000 < B	225,000		3,346,000	

(2) 法第6条第1項第2号(住宅の規模)、4号又は5号(維持保全・
資金計画等)に係る変更がある場合

(単位:円)

区分	事前に登録住宅性能評価機関の 技術的審査を受け 適合証を添付する場合		その他の場合 (事前に登録住宅性能評価機関 の技術的審査を受けない場合)	
	1棟当たりの 金額	1戸当たりの 申請手数料	1棟当たりの 金額	1戸当たりの 申請手数料
変更に係る部分の床面積の1/2 (増加する部分がある場合は、当該増 加する部分の床面積を加えた面積) B (㎡)				
B ≤ 100	8,000	左 欄 の 金 額 を 申 請 戸 数 で 割 っ た 金 額	18,000	左 欄 の 金 額 を 申 請 戸 数 で 割 っ た 金 額
100 < B ≤ 200	10,000		21,000	
200 < B ≤ 500	14,000		28,000	
500 < B ≤ 1,000	24,000		44,000	
1,000 < B ≤ 3,000	34,000		69,000	
3,000 < B ≤ 5,000	62,000		108,000	
5,000 < B ≤ 10,000	105,000		161,000	
10,000 < B ≤ 20,000	172,000		270,000	
20,000 < B ≤ 30,000	211,000		340,000	
30,000 < B	225,000		386,000	

(3) 法第6条第1項第3号(居住環境基準)に係る変更がある場合 (単位:円)

区 分	申請手数料	
	1棟当たりの金額	1戸当たりの申請手数料
変更に係る部分の床面積の1/2 (増加する部分がある場合は、当該増加する部分の床面積を加えた面積) B (㎡)		
B ≤ 100	10,000	左欄の金額を申請戸数で割った金額
100 < B ≤ 200	12,000	
200 < B ≤ 500	16,000	
500 < B ≤ 1,000	26,000	
1,000 < B ≤ 3,000	36,000	
3,000 < B ≤ 5,000	64,000	
5,000 < B ≤ 10,000	107,000	
10,000 < B ≤ 20,000	174,000	
20,000 < B ≤ 30,000	213,000	
30,000 < B	227,000	

(4) 上記(1)及び(2)に該当する場合

(単位:円)

区 分	事前に登録住宅性能評価機関の技術的審査を受け適合証を添付する場合		その他の場合 (事前に登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けない場合)	
	1棟当たりの金額	1戸当たりの申請手数料	1棟当たりの金額	1戸当たりの申請手数料
変更に係る部分の床面積の1/2 (増加する部分がある場合は、当該増加する部分の床面積を加えた面積) B (㎡)				
B ≤ 100	8,000	左欄の金額を申請戸数で割った金額	53,000	左欄の金額を申請戸数で割った金額
100 < B ≤ 200	10,000		69,000	
200 < B ≤ 500	14,000		116,000	
500 < B ≤ 1,000	24,000		183,000	
1,000 < B ≤ 3,000	34,000		356,000	
3,000 < B ≤ 5,000	62,000		634,000	
5,000 < B ≤ 10,000	105,000		1,085,000	
10,000 < B ≤ 20,000	172,000		2,003,000	
20,000 < B ≤ 30,000	211,000		2,860,000	
30,000 < B	225,000		3,503,000	

(5) 上記(1)及び(3)に該当する場合

(単位:円)

区分	事前に登録住宅性能評価機関の 技術的審査を受け 適合証を添付する場合		その他の場合 (事前に登録住宅性能評価機関 の技術的審査を受けない場合)	
	1棟当たりの 金額	1戸当たりの 申請手数料	1棟当たりの 金額	1戸当たりの 申請手数料
変更に係る部分の床面積の1/2 (増加する部分がある場合は、当該増 加する部分の床面積を加えた面積) B (㎡)				
B ≤ 100	10,000	左 欄 の 金 額 を 申 請 戸 数 で 割 っ た 金 額	49,000	左 欄 の 金 額 を 申 請 戸 数 で 割 っ た 金 額
100 < B ≤ 200	12,000		64,000	
200 < B ≤ 500	16,000		108,000	
500 < B ≤ 1,000	26,000		169,000	
1,000 < B ≤ 3,000	36,000		327,000	
3,000 < B ≤ 5,000	64,000		594,000	
5,000 < B ≤ 10,000	107,000		1,035,000	
10,000 < B ≤ 20,000	174,000		1,911,000	
20,000 < B ≤ 30,000	213,000		2,737,000	
30,000 < B	227,000		3,348,000	

(6) 上記(2)及び(3)に該当する場合

(単位:円)

区分	事前に登録住宅性能評価機関の 技術的審査を受け 適合証を添付する場合		その他の場合 (事前に登録住宅性能評価機関 の技術的審査を受けない場合)	
	1棟当たりの 金額	1戸当たりの 申請手数料	1棟当たりの 金額	1戸当たりの 申請手数料
変更に係る部分の床面積の1/2 (増加する部分がある場合は、当該増 加する部分の床面積を加えた面積) B (㎡)				
B ≤ 100	10,000	左 欄 の 金 額 を 申 請 戸 数 で 割 っ た 金 額	20,000	左 欄 の 金 額 を 申 請 戸 数 で 割 っ た 金 額
100 < B ≤ 200	12,000		23,000	
200 < B ≤ 500	16,000		30,000	
500 < B ≤ 1,000	26,000		46,000	
1,000 < B ≤ 3,000	36,000		71,000	
3,000 < B ≤ 5,000	64,000		110,000	
5,000 < B ≤ 10,000	107,000		163,000	
10,000 < B ≤ 20,000	174,000		272,000	
20,000 < B ≤ 30,000	213,000		342,000	
30,000 < B	227,000		388,000	

(7) 上記(1)、(2)及び(3)に該当する場合

(単位:円)

区 分	事前に登録住宅性能評価機関の 技術的審査を受け 適合証を添付する場合		その他の場合 (事前に登録住宅性能評価機関 の技術的審査を受けない場合)	
	1棟当たりの 金額	1戸当たりの 申請手数料	1棟当たりの 金額	1戸当たりの 申請手数料
変更に係る部分の床面積の1/2 (増加する部分がある場合は、当該増 加する部分の床面積を加えた面積) B (㎡)				
B ≤ 100	10,000	左 欄 の 金 額 を 申 請 戸 数 で 割 っ た 金 額	55,000	左 欄 の 金 額 を 申 請 戸 数 で 割 っ た 金 額
100 < B ≤ 200	12,000		71,000	
200 < B ≤ 500	16,000		118,000	
500 < B ≤ 1,000	26,000		185,000	
1,000 < B ≤ 3,000	36,000		358,000	
3,000 < B ≤ 5,000	64,000		636,000	
5,000 < B ≤ 10,000	107,000		1,087,000	
10,000 < B ≤ 20,000	174,000		2,005,000	
20,000 < B ≤ 30,000	213,000		2,862,000	
30,000 < B	227,000		3,505,000	

(8) その他の変更がある場合

(単位:円)

区 分	申請手数料	
	1棟当たりの 金額	1戸当たりの 申請手数料
変更に係る部分の床面積の1/2 (増加する部分がある場合は、当該増 加する部分の床面積を加えた面積) B (㎡)		
B ≤ 100	8,000	左 欄 の 金 額 を 申 請 戸 数 で 割 っ た 金 額
100 < B ≤ 200	10,000	
200 < B ≤ 500	14,000	
500 < B ≤ 1,000	24,000	
1,000 < B ≤ 3,000	34,000	
3,000 < B ≤ 5,000	62,000	
5,000 < B ≤ 10,000	105,000	
10,000 < B ≤ 20,000	172,000	
20,000 < B ≤ 30,000	211,000	
30,000 < B	225,000	

(9) 譲受人を決定した場合

(単位:円)

区 分	1戸当たりの 申請手数料
譲受人の決定の場合	6,000

○地位の承継の承認申請手数料

(単位:円)

区 分	1戸当たりの 申請手数料
地位の承継をする場合	6,000

(注)

- 『登録住宅性能評価機関』とは、「住宅の品質の確保の促進等に関する法律」に基づき国土交通大臣等の登録を受けた機関をいいます。
※事前に登録住宅性能評価機関の技術的審査を受ける場合の審査手数料は、各登録住宅性能評価機関にお問い合わせください。
 - 共同住宅等の申請の場合は、上記区分の金額を申請する住戸数で除して得た金額が1戸当たりの手数料となります。(端数が生じた場合は、500円未満は切り捨て、500円以上千円未満は切り上げとなります。ただし、千円未満の場合は、千円となります。)
(参考)1棟が50戸、5,000㎡のマンションの場合で、申請がそのうちの30戸の場合
 $64,000円 \div 30戸 = 2,133 \div 2,000円$ (1戸当たりの手数料)
 - 認定申請に併せて、建築確認申請(建築基準法第6条第1項)を申請する場合は、上記に定める額に、建築確認申請手数料の規定に定める区分に応じ、それぞれに定める額を加えた額(ただし、構造計算適合性判定手数料については、判定手数料に消費税を加算した額)を手数料として納付いただきます。
 - 申請手数料は、奈良県収入証紙により納めてください。奈良県収入証紙は、「奈良県収入証紙指定売りさばき所」にて販売しています。県庁内であれば、奈良県本庁地下1階売店で販売しています。
 - 上記1～4については、計画認定申請についても同様に取り扱います。
- ※参考(奈良県手数料条例別表第1 346条の2～346条の7)